

監事・監査報告書

令和4年5月20日

学校法人国際ことば学院
理事長 袴田靖子 殿

学校法人 国際ことば学院

監事 戸塚光博 

私、学校法人国際ことば学院監事戸塚光博は、私立学校法第37条3項及び学校法人国際ことば学院寄附行為第17条の規定に基づいて同学院の令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）における学校法人の業務及び財産の状況について監査を行いました。その結果について下記の通り報告いたします。

1 監査方法の概要

監事は、重要な決算書類を閲覧し、主要な会計部署において業務及び財産の状況を調査しました。

2 監査の結果


- (1) 学校法人の業務に関する決定及び執行は適切であり、また財産に関し不正の行為または法令もしくは寄附行為に違反する事実は認められません。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、事業報告書、資金収支計算書、（人件費支出内訳表を含む）事業活動収支計算書、貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表、基本金明細表を含む）及び財産目録並びに収益事業に係る貸借対照表、損益計算書及び財産目録の記載と合致し、適正かつ正確に、法人の収支の状況及び財産状況をしめしているものと認めます。

監事・監査報告書

令和4年5月20日

学校法人国際ことば学院
理事長 袴田靖子 殿

学校法人 国際ことば学院

監事 杉本昭夫 

私、学校法人国際ことば学院監事杉本昭夫は、私立学校法第37条3項及び学校法人国際ことば学院寄附行為第17条の規定に基づいて同学院の令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）における学校法人の業務及び財産の状況について監査を行いました。その結果について下記の通り報告いたします。

1 監査方法の概要

監事は、重要な決算書類を閲覧し、主要な会計部署において業務及び財産の状況を調査しました。

2 監査の結果

- (1) 学校法人の業務に関する決定及び執行は適切であり、また財産に関し不正の行為または法令もしくは寄附行為に違反する事実は認められません。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、事業報告書、資金収支計算書、(人件費支出内訳表を含む) 事業活動収支計算書、貸借対照表(固定資産明細表、借入金明細表、基本金明細表を含む) 及び財産目録並びに収益事業に係る貸借対照表、損益計算書及び財産目録の記載と合致し、適正かつ正確に、法人の収支の状況及び財産状況をしめしているものと認めます。